

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定（令和4年3月30日京都市条例第81号）（建設局自転車政策推進室及び都市整備部市街地整備課）

京都市円山駐車場，京都市鴨東駐車場及び京都市山科駅前駐車場の駐車料金及び利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため，利用の態様，近傍類似の施設の利用料との均衡を考慮して，以下のとおり改定することとしました。

1 京都市円山駐車場

自動車の駐車料金の上限額を改定するとともに，利用者の利便性の向上を図るため，平日（土曜日を除く。）における自動車の駐車料金に係る最大料金を設定することとしました。

（自動車の駐車料金）

駐車料金（1回につき）	
改正前	改正後
30分までごとに260円	30分までごとに300円。ただし，平日（土曜日を除く。）にあつては，30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは，1,500円

※ 「平日」とは，日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

自動車の駐車料金に係る最大料金は，駐車時間12時間までごとに適用

2 京都市鴨東駐車場

自動車の駐車に係る利用料金の上限額を改定することとしました。

（自動車の駐車に係る利用料金）

区 分		利用料金（1回につき）	
		改正前	改正後
自動車を退場させる際に利用料金を支払う場合	午前0時から午前2時まで及び午前7時から午後12時まで	30分までごとに260円	30分までごとに300円

3 京都市山科駅前駐車場

自動車の駐車料金の上限額を改定するとともに，利用者の利便性の向上を図るため，新たな定期駐車券の区分を設定することとしました。

(自動車の駐車料金)

駐車料金（1回につき）	
改正前	改正後
30分までごとに150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円	30分までごとに170円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに170円を加えた額が1,360円を超えるときは、1,360円

※ 自動車の駐車料金に係る最大料金は、午前5時から翌日の午前1時まで適用

(自動車等の定期駐車券の区分と駐車料金)

区分	自動車等を駐車させることができる時間	改正前	改正後
平日	午前5時から翌日の午前1時まで	15,710円	(変更なし) 15,710円
	午前0時から午後12時まで	25,140円	(変更なし) 25,140円
全日	午後5時から翌日の午前10時まで	9,420円	(変更なし) 9,420円
	午前5時から翌日の午前1時まで【新設】	—	23,560円
	午前0時から午後12時まで【新設】	—	37,710円

※ 「平日」とは、土曜日及び日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第81号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2京都市円山駐車場の項中「260円」を「300円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「150円」を「170円」に、「1,250円」を「1,360円」に改め、同表備考3中「1日1回につき1,250円」を「30分までごとに300円」に改め、同備考3を同備考5とし、同備考2の次に次のように加える。

3 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、超える時間30分までごとに300円を1,500円に加えた額（当該額が3,000円を超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、3,000円）とし、その後も同様とする。

4 平日（土曜日を除く。）から土曜日又は平日でない日（以下「土曜日等」という。）まで引き続き京都市円山駐車場に駐車させる場合にあっては、駐車時間が1時間を単位として土曜日等の午前0時以後最初に12の倍数を経過するまでの間は、平日（土曜日を除く。）の駐車料金に係る規定を適用する。

別表第3自動車を退場させる際に利用料金を支払う場合の項中「30分までごとに260」を「30分までごとに300」に改める。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中

「

午後5時から翌日の午前10時まで	9,420
------------------	-------

を
」

「

午後5時から翌日の午前10時まで	9,420
------------------	-------

」

午前 5 時から翌日の午前 1 時まで	23, 560
午前 0 時から午後 1 2 時まで	37, 710

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による路外駐車場（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の駐車料金及び利用に係る料金の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の路外駐車場の駐車料金及び利用に係る料金については、改正後の条例別表第2及び別表第3の規定を適用する。

（建設局自転車政策推進室及び都市整備部市街地整備課）